

議案第93号

久喜市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 久喜市一般職職員の給与に関する条例(平成22年久喜市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第17条の4第2項中「100分の127.5」を「、6月に支給する場合には100分の127.5、12月に支給する場合には100分の112.5」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「、6月に支給する場合には100分の127.5、12月に支給する場合には100分の112.5」に、「100分の72.5」を「、6月に支給する場合には100分の72.5、12月に支給する場合には100分の62.5」に改める。

第2条 久喜市一般職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条の4第2項中「、6月に支給する場合には100分の127.5、12月に支給する場合には100分の112.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「、6月に支給する場合には100分の127.5、12月に支給する場合には100分の112.5」を「100分の120」に、「、6月に支給する場合には100分の72.5、12月に支給する場合には100分の62.5」を「100分の67.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

令和3年11月29日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

人事院勧告等に基づき一般職職員の期末手当の支給割合を改定したいので、この案を提出するものであります。